

(お知らせ)

令和5年9月20日
京都市消防局
(担当:総務部人事課 075-212-6661)

職員の懲戒処分について

本日、下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しましたのでお知らせします。

記

| | |
|-------|--|
| 被処分者 | (1) 所 属 京都市左京消防署 (2) 年齢・性別 61歳・男性 (3) 身 分 会計年度任用職員 |
| 処分発令日 | 令和5年9月20日 |
| 処分内容 | 停職3月 |
| 事案概要 | 被処分者は、令和5年6月から同8月頃までの間、知人女性に対してメールを50回から60回程度送信し、面会を求めるなどのストーカー行為を行い、警察に逮捕されたもの。 被処分者は、警察署及び消防局による事情聴取において、ストーカー行為を行ったことを認めた。 |
| 備考 | 被処分者は、令和5年9月7日、不起訴処分となった。 被処分者は、処分発令日と同日付けで依願退職した。 |